

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則(健康対策課)

### ◇告 示

ゴルフ場利用税の税率に係る等級の決定の一部改正(税務課)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査の業務の委任(衛生課)

指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料の額(〃)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料及び手数料の額の一部改正(健康対策課)

土地改良区の役員就任(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

基本測量の終了(管理課)

県道の路線の廃止(道路課)

県道の区域の変更(〃)

### ◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施する結核予防法による予防接種又は健康診断に係る減額して徴収する使用料の額を次のとおり定めることとした。(別表関係)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
結核予防法による 予防接種又は 健康診断	BCG経 皮接種	一人一回 につき	三百七十七円三百八十五円
	精密検査	一人一件 につき	三百七十五円三百六十四円

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

## 規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免  
 に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に  
 関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように  
 改正する。

別表中「三百七十七円」を「三百八十五円」に、「三百七十五円」を「  
 三百六十四円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百八十四号

平成元年三月鳥取県告示第四百四十二号（ゴルフ場利用税の税率に係る  
 等級の決定について）の一部を次のように改正し、平成四年四月一日から  
 施行する。

平成四年四月一日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利  
 用税の税率に係る等級については、なお従前の例による。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表を次のように改める。

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	等級
				利用料金が一〇、五〇 〇円未満のもの	利用料金が一〇、五〇 〇円以上一三、五〇〇 円未満のもの	利用料金が一三、五〇 〇円以上のもの	ホール数が二七ホール 以上のゴルフ場
利用料金が四、〇〇〇 円未満のもの	利用料金が四、〇〇〇 円以上四、五〇〇円未 満のもの	利用料金が四、五〇〇 円以上七、〇〇〇円未 満のもの	利用料金が七、〇〇〇 円以上一〇、〇〇〇円 未満のもの	利用料金が一〇、〇〇 〇円以上一三、〇〇〇 円未満のもの	利用料金が一三、〇〇 〇円以上一五、〇〇〇 円未満のもの	利用料金が一五、〇〇 〇円以上のもの	ホール数が一八ホール 以上二七ホール未満の ゴルフ場
利用料金が五、五〇〇 円未満のもの	利用料金が五、五〇〇 円以上八、五〇〇円未 満のもの	利用料金が八、五〇〇 円以上のもの					ホール数が一八ホール 未満のゴルフ場

第一号の備考中1及び2を次のように改める。

1 利用料金とは、利用者（会員制をとっているものにあつては、非会員）が、当該ゴルフ場の利用についてグリーンフィーその他名称のいかなを問わず、その者の選択によらずその対価又は負担として支払うべきものとされている料金の額をいう。

2 1の利用料金は、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」と総称する。）以外の日をいう。）におけるものをいう。ただし、平日における利用料金の額が休日における利用料金の最高額の七十パーセントに満たないときは、休日における利用料金の最高額の七十パーセントに相当する額を利用料金の額とみなす。

#### 鳥取県告示第三百八十五号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり指定検査機関に同法第十五条第五項に規定する食鳥検査を行わせることとしたので、同法第二十四条第一項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

東伯郡赤碕町大字松谷五―一

二 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

東伯郡赤碕町大字松谷五―一

三 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務

食鳥検査の全部

四 食鳥検査の業務の開始の日

平成四年四月一日

#### 鳥取県告示第三百八十六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第五条の規定による指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料の額を次のように定める。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 月曜日から金曜日の八時三十分から十七時十五分までの間及び土曜日（毎月の第二土曜日及び第四土曜日を除く。）の八時三十分から十二時三十分までの間に行う食鳥検査 一羽につき三円

二 次に掲げる時間及び日に行う食鳥検査 一羽につき四円

1 一に掲げる月曜日から金曜日まで及び土曜日の時間以外の時間

2 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

3 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定

する休日

4 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

鳥取県告示第三百八十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成四年四月一日から施行する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百八十四円」を「百九十円」に改め、第二号中「レントゲン診断」を「エックス線診断」に改め、同号イ中「五百九十円」を「六百十円」に改め、同号ロ中「六百十円」を「六百二十円」に改める。

鳥取県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

監 事 谷 本 英 美 岩美郡福部村大字岩戸一一九

平成四年三月五日就任 任期平成五年八月十六日まで

鳥取県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業小河内地区農道整備）を平成四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字戎二の一、二の一、二、二四  
保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）
- 二 作業地域 八頭郡若桜町
- 三 終了年月日 平成四年三月十日

鳥取県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

整理番号	266	路線名	松神国坂線	起 点	東伯郡北条町大字松神	終 点	東伯郡北条町大字国坂	重要な経過地	
------	-----	-----	-------	-----	------------	-----	------------	--------	--

鳥取県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	伏野覚寺線	区 間	鳥取市安長字前内三九七一―一地从前市安長字埋立八五一―一四地先まで	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				変更前	七・八	六〇八・〇
				変更後	一〇・六	六〇八・〇

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第三十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	抜Ⅲ	株式会社藤商事
“	電光石火	“
テレビジョンボール遊技機	テレビンジ	“
“	ダンクシューターⅢ	“
“	サンライズ	“
“	テレビンマン	“

ぱちんこ遊技機	メガマスA	株式会社三星
“	ベジータA	“
回胴式遊技機	コンチネンタルⅡ	ユニバーサル販売株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】